

後撰集 定家本の位置についての小論

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福田, 孝 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://mu.repo.nii.ac.jp/records/956 |

後撰集 定家本の位置についての小論

福田 孝

はじめに

後撰和歌集は現存する諸本のほとんどが定家本系である、非定家本は切を含めてもごく僅かしかない。が、本文は定家本系にあっても乱れが少なくなく、非定家本の少数の写本を含めて検討するとき本文異同をはじめとして歌序・歌の出入りなど大きく乱れている。後撰和歌集の未定稿説が提示される所以の一つであり、諸本の整理はきわめて困難である。乱れた諸本の整理を試みる⁽¹⁾ことが精力的になされた時期がありさまざまな成果がもたらされた。その大きなひとつが杉谷寿郎の整理であり、のちに氏は以下のように大きく諸本を再整理している。⁽²⁾

一、汎清輔本系統

(一) 二荒山本

(二) (1) 片仮名本 (2) 伝慈円本 (3) 承安三年本

二、古本系統

(一) (1) 白川切 (2) 角倉切・木曾切 (3) 堀河本

(二) 胡粉地切

(三) 行成本

(四) (1) 烏丸切 (2) 慶長本 (3) 雲州本

(五) 伝坊門局筆本

三、承保三年本系統 関西大学本・天理図書館本

四、定家本系

(一) 無年号本 A類本・B類本

(二) 年号本 (承久本・貞応本・天福本など)

こうした整理がなされてきたが、本文の新古については対立する二つの立場が存在し、解決がついているとは言えない状況にある。本論ではその解決に向けた大きな見通しを得るために二つのことに言及する。⁽³⁾

一

本文の新古についての対立する二つの立場は以下のようなものである。

一方は非定家本系のほうが古いというものである。片桐洋一の論と真下和子の論とがある。

片桐は、写本文の様相から「異本系の方が定家本系よりも原資料に近い」ということは自明なのである。「定家本系といい、異本系といい、おおむね校訂本であつて、定家本がより清書本的であり、異本系がより草稿本であることは明らか過ぎるほど明らかである」と述べている。

写本文の様相とは、古今集との重出歌が非定家本系より三分の一ほどに減っている点、後撰集内部の重出歌が非定家本系より減っている点、そして作者名表記に関して、三位以上の人には「朝臣」でなく「卿」をつける表記が非定家本系に見られること、「中納言」「大納言」「左兵衛督」といった官職名表記が非定家本系に見られること、「大臣」と呼ばずに「おとど」という語が非定家本系で用いられていること、といったことである。以上によつて定家本系のほうが非定家本系に比して整理されていると述べる。また、その作者名表記において天福本140番歌での

あがたのゐどといふ家より藤原治方につかはしける

橘のきんひらが女

が、二荒山本での、

あがたのゐどのいへにて、たちばなのきむひらがむすめ、
右京はるかたにつかはしける

というように非定家本系では作者名表記が詞書の一部として存する場合があり非定家本系の方が古いかたちであると考えられ

ること、非定家本系には「宮少将」（天福本では「敦敏）・「あふみ」（天福本では「近江更衣）」といった、私的なくだけた呼称が多い、といったところからも定家本系が整っているという。また、和歌においても定家本系が洗練されたまとまった表現を持つているという。

真下和子は、「後撰集全体に未定稿の要素が強い中で、わけでも異本系は草稿的色彩が一層強く、定家本系はそれより整つて清書本により近い性質をもつてであろうことは間違いない」と述べ、歌言葉の比較から定家本系の本文が整えられていることを述べている。歌言葉の比較とは、字余りにならぬように整えられている点（非定家本系の本「といふ」が天福本では「てふ」となっている、など）、意味がよく通るようになっていく点（秋歌137番歌で非定家本系の本では春を想起させる「こち風に」となっているのが天福本では「吹く風の」となっている、など）、言葉において洗練されている点（非定家本系の本「あかつき方にあひしなりけり」が天福本では「あかつき方の別れなりけり」となっている、など）、縁語・掛詞・見立てといった三代集的表現を多く持っている点（非定家本系の本「錦をきぬにきぬ人ぞなき」が天福本では「をらぬ錦をきぬ人ぞなき」となっている、など）、用いられる語が選択されて多様である点（非定家本系の本で「今日」となっているところが天福本では「はる」「こよひ」「いま」「君」「ころ」「けさ」となっている、など）、である。真下は定家本系の本、なかでも天福本が「家本」で問題となる箇所について他本を参照校合し、歌として文学的にす

くれた表現にしているという。

草稿本的・未定稿的・原資料、清書本という語が用いられているが、定家本系と非定家本系との本文差が、編集段階に生じた差なのか、伝来途上において生じた差なのか、について断定できないところからのものであって、片桐も真下も非定家本系が古い本文を持ち、定家本系がより新しい本文を持つ、と見ていることを確認しておく。

もう一方は定家本の本文を古いとする立場である。管見では二論文が存在する。

片桐・真下の論が後撰和歌集写本の本文を比較検討しているのに対して、これから紹介する二論文は他作品本文と後撰和歌集本文との比較検討が行なわれている。

奥村恒哉「平安朝の後撰集」⁶⁾では「定家本が最も古く、承保本、堀河本、二荒山本、と平安時代の流布後撰集は変遷してゐると考へてよい」と述べている。奥村はまず後撰和歌集¹⁰番歌・¹¹番歌・¹²番歌の諸本文と『五代歌枕』(承保三¹³〇年)天治二年¹⁴年間に成立と奥村はいう)の歌の本文とを比較して承保三年本の本文が『五代歌枕』の本文と一致するとして承保三年という、現存諸本の中で古い年紀を持つ承保三年本の優越を確認した上で、後撰和歌集の諸本の歌本文とそれら四十六首の引歌のうち問題となる十箇所『源氏物語』本文とを比較して「源氏物語の本文に最もよく一致するのは定家本である」という結論(表一)を得、「承保本は…承保時代の後撰集の姿を示すものとして、誠に貴重」とし「承保本と定家本と

表1

| 源氏巻名 | 後撰巻卷 | 後撰番号 | 高松宮本 | 承保三年本 | 二荒山本 | 堀河本 | 片仮名本 | 雲州本 |
|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 藤裏葉 | 卷三 | 100 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 紅梅 | 卷三 | 103 | × | × | × | × | × | × |
| 幻 | 卷四 | 186 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 紅葉賀 | 卷四 | 199 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 野分 | 卷六 | 280 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 幻 | 卷九 | 506 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 東屋 | 卷十 | 662 | × | × | ○ | ○ | × | ○ |
| 常夏 | 卷十 | 682 | ○ | ○ | × | ○ | × | × |
| 蓬生 | 卷十五 | 1107 | ○ | × | — | × | — | ○ |
| 総角 | 卷十九 | 1333 | ○ | × | — | ○ | — | ○ |
| | | 一致率 | 8/10 | 6/10 | 1/8 | 6/10 | 1/8 | 7/10 |

(奥村の表を後撰和歌集の歌番号順に作成し直した。高松宮本とは天福本のことである)

の差が他の別本系諸本とくらべて非常に少ないという一見奇異に見える事実も、以上の考察の如く、定家本の粗本の出所が大へん古い、という事実の確認によって説明がつくとする。

杉谷寿郎「諸本の系統とその対立の誘因」⁷⁾では、「後撰集」以後数十年を経ずして成立し「たと思われる部類名家集『堤中納言集』から『後撰集』関係歌二十四首のうち「その詞書によって『後撰集』から採歌したことほぼ確実な」十一首と『後撰集』の四系統(「一、汎清輔本系統」「二、古本系統」「三、承保三年本系統」「四、定家本系)の本文とを比較対照して最終的に

『後撰集』四系統のうち承保本、定家本の二系統が『堤中納言集』により親しい関係にあることが知られた。なかでも承保本系統が実質的により親しいといえる。これは承保本が現存本のうち『堤中納言集』の依拠本に最も類するものであつて、古い本文をより保有しているということにほかならなからう。定家本もその淵源が古いものであることは確かなのであろう」と主張する。

さて、この、定家本系の本文のほうが古いとする二論が成立しにくいことを、かつての拙論を用いることでいくらか述べることができそうなので以下拙論について説明を施す。

拙論⁽⁸⁾では承保三年本が巻一―巻十四の途中(107番歌あたり)までと、巻十四の途中(108番歌あたり)から巻二十最終歌までと、二つに分けられる混態本である可能性が高いと述べた。理由としては、各巻の巻頭の部立名の位置が承保三年本では巻十五までは定家本系と同様に巻数題とは別行に立てられているのに対して巻十六以降は巻数題の下に書かれていること、⁽⁹⁾ 杉谷の異文の対照表を百分率にしてみると天福本との本文一致率は巻十三まではおよそ七割から八割が一致しているのに対し、巻十四では七割を少し下回り、巻十五以降は四割前後になつてしまふこと、140番歌の二荒山本に片桐が指摘するような、作者名表記が無くて詞書内に含まれること(これを、本論稿者は「作者名が未分化である表記」と称している)が承保三年本では巻十五以降に多く見られること。天福本では「なりひらの朝臣」とあるのが承保三年本では「業平」と名のみになる場合が巻十五

以降に見られること、などである。これらによつて、巻一から巻十四の途中までは定家無年号B類本に近い本文を持つ部分であり、巻十四の途中から巻二十の最終歌までが承保三年本の本来本文を持つ部分である、とした。

承保三年本が巻十四の途中の前後で分けられる混態本であることは「はべり」の有無の対校整理によつても示すことができる(表2)。

以上に基づいて、定家本が古い立場にある奥村論文と杉谷論文について見ていく。

奥村が『五代歌枕』の本文と承保三年本とが一致する例として提示しているのは109番歌・107番歌・120番歌の三例であつた。

この三例はそれぞれ巻十八・巻十七・巻十八であり、拙論において承保三年本が本来本文を持つ部分である、この三例からは承保三年本の本来本文部分が古い本文を持つことになり、定家本が古いことに関連させることはできない。⁽¹¹⁾

また、『源氏物語』の引歌について再検討すると、要検討の歌は九首となつて表3枠外下の数字になり、二荒山本・片仮名本が引歌本文と相関度が低い以外その他の本に有意差があると見えなくなり、定家本の本文が古いという主張はしえなくなると見える。⁽¹²⁾

杉谷論文で比較に用いている十一例中七例が承保三年本が本来の承保三年本の本文を持つ部分である(表4)。歌集全歌の約二割五分の歌数中に承保三年本の本来本文の箇所が六割強含まれている。杉谷も言うように、承保三年本が『堤中納言

表2

| | 堀保 | 天保 | 堀 | 小計 | 堀保 | 天保 | 堀 | 小計 | 堀保 | 天保 | 堀 | 小計 |
|-----|-----|----|----|-----------|----|----|-----------|----|----|-----------|----|-----|
| 卷一 | 14 | 1 | 5 | 6 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 5 | 7 |
| 卷二 | 7 | | | 0 | 2 | 1 | 3 | | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 卷三 | 11 | 4 | 4 | 8 | 1 | 2 | 3 | 2 | 4 | 4 | 6 | 10 |
| 卷四 | 14 | 6 | 6 | 12 | 4 | 1 | 5 | 2 | 3 | 5 | 8 | 13 |
| 卷五 | 4 | 2 | 1 | 3 | 2 | | 2 | | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 卷六 | 7 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | | | | | 3 |
| 卷七 | 10 | 2 | 3 | 5 | 4 | | 4 | | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 卷八 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | | | 1 |
| 卷九 | 14 | 1 | 5 | 6 | | | 0 | | 3 | 3 | 3 | 6 |
| 卷十 | 11 | 13 | 9 | 22 | 3 | 3 | 6 | 1 | 2 | 3 | 3 | 6 |
| 卷十一 | 16 | 18 | 11 | 29 | | 2 | 2 | 4 | 4 | 8 | 8 | 16 |
| 卷十二 | 25 | 9 | 7 | 16 | 2 | 1 | 3 | | | | | 3 |
| 卷十三 | 15 | 12 | 9 | 21 | 1 | 1 | 6 | | 4 | 4 | 4 | 8 |
| 卷十四 | 18 | 11 | 9 | 20 | 1 | 5 | 6 | 2 | 3 | 5 | 5 | 10 |
| 卷十五 | 21 | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 4 | 10 | 14 | 14 | 28 |
| 卷十六 | 33 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 10 | 18 | 28 | 28 | 56 |
| 卷十七 | 31 | 3 | 1 | 4 | 8 | 9 | 17 | 4 | 6 | 10 | 10 | 20 |
| 卷十八 | 20 | | | 0 | 2 | 7 | 9 | | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 卷十九 | 13 | | 1 | 0 | 8 | 8 | 16 | 2 | | | | 4 |
| 卷二十 | 22 | | 1 | 1 | 11 | 8 | 19 | | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 計 | 308 | 87 | 74 | 160 | 52 | 52 | 104 | 34 | 65 | 99 | 99 | 198 |

左端列「堀保天」に三本の共通同一箇所には「はべり」が用いられている数値、次に保天二本の共通同一箇所に「はべり」が用いられている数値と堀のみに用いられている数値、その右列に小計を示してある。この小計に「保天」と「堀」との本文距離が提示されることになる。以下同様で、「堀天」対「保」、 「堀保」対「天」である。

行毎の小計最大値を太字にすると、巻一から巻十四までは承保三年本と天福本が、巻十五と巻十六では堀河本と承保三年本が、巻十七から巻二十までは堀河本と天福本が近いことが見て取られる。

堀河本を比較の対象としたのは、堀河本も巻一〜巻十四まで（堀河本の本来本文を持つ）と、巻十五〜巻十七の二二五番歌まで（承保三年本文を持つ）と、巻十七の一二六番歌〜巻二十最終歌まで（定家本系本文を持つ）と、三つに分けられる混態本であるためである。杉谷寿郎「古本系統堀河具世筆本」『後撰和歌集諸本の研究』・福田孝「堀河本『後撰和歌集』について」『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第二号、平二七・2015:3

表3

| 源氏巻名 | 後撰巻巻 | 後撰番号 | 高松宮本 | 承保三年本 | 二荒山本 | 堀河本 | 片仮名本 | 雲州本 | 坊門本 |
|--------------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 藤裏葉 | 卷三 | 100 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 紅梅 | 卷三 | 103 | × | × | × | × | × | × | × |
| 幻 | 卷四 | 186 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 紅葉賀 | 卷四 | 199 | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| 野分 | 卷六 | 280 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 幻 | 卷九 | 506 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 東屋 | 卷十 | 662 | × | × | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 常夏 | 卷十 | 682 | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × |
| 蓬生 | 卷十五 | 1107 | ○ | × | — | × | — | ○ | ○ |
| 総角 | 卷十九 | 1333 | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | ○ |
| (奥村が示している数字) | | | 8/10 | 7/10 | 1/8 | 7/10 | 2/8 | 7/10 | 6/10 |

280・1334番歌を考慮した数字(注12参照)

7/9 6/9 1/8 6/9 2/8 6/9 5/9

表4

| 堤中納言集3 | 後撰 | 卷三卷下 | 17 |
|----------|----|-------|------|
| 堤中納言集3 | 後撰 | 卷三卷下 | 17 |
| 堤中納言集14 | 後撰 | 卷三卷下 | 108 |
| 堤中納言集30 | 後撰 | 卷五秋上 | 248 |
| 堤中納言集62 | 後撰 | 卷十一恋三 | 723 |
| 堤中納言集96 | 後撰 | 卷十四恋六 | 1070 |
| 堤中納言集96 | 後撰 | 卷十五雜一 | 1102 |
| 堤中納言集91 | 後撰 | 卷十五雜一 | 1106 |
| 堤中納言集103 | 後撰 | 卷十五雜一 | 1116 |
| 堤中納言集105 | 後撰 | 卷十八雜四 | 1280 |
| 堤中納言集33 | 後撰 | 卷十八雜四 | 1301 |
| 堤中納言集83 | 後撰 | 卷二十哀傷 | 1424 |

『集』と格別に近い本文を持つ歌は卷二十幽番歌であり(表5)、ほかにも卷十五雜一106(堤中納言集91)・雜十五雜一106(堤中納言集103)などに承保三年本と堤中納言集の本文とが近いことが見てとられる。定家本が古いという杉谷の主張も奥村同様に定家本系の本文は全巻が承保三年本の本文と近いことを前提にしてなされており、この前提は杉谷の「この定家本の『堤中納言集』に対する親しさは、定家本の展開の中における一様相としてみられるものもあり、承保本の影響下にあつて始めて近似たふしのある本文もある。」といった発言に色濃く見られる。

結局は杉谷の主張のうち「なかでも、承保本が実質的により親しいといえる。これは承保本が現存本のうち『堤中納言集』の依拠本に最も類するものであつて」という指摘(「承保本」の箇所を「承保本の本来本文部分」としたうえで)を諒とするのがよいのではないだろうか。¹³⁾

二論文ともに承保三年本が混態本であることを考慮すると天福本が古いことを強く証することにならない。片桐や真下の言うように、非定家本のほうが定家本より古い本文を持つているらしいのである。

表5 めにはへりけるかまかりかくれてのとしの
しはすのつこもりのひ
ふることらいひはへりけるついでに

後撰幽番歌(卷二十哀傷)

| | | |
|--|--|--|
| <p>承安三年本</p> <p>女に まかりをくれ侍ける しはすのつこもりの日 ふるさと一いひ侍れば 兼輔朝臣</p> <p>無人のともにししかへるものならはくれ行けふはうれしからまし</p> | <p>堀河本</p> <p>めにはへりけるかまかりかくれて侍りける しはすのつこもりのひ ふること一いひ侍ける 兼輔朝臣</p> <p>なき人のともにししかへるとしならはくれゆくけふはうれしからまし</p> | <p>承保三年本</p> <p>女にはへりけるかまかりかくれての しはすのつこもりの日 ふるきこと一いひはへりけるついでに 兼輔朝臣</p> <p>なき人のともにししかへる物ならはくれゆくけふはうれしからまし</p> |
| <p>雲州本</p> <p>めに侍ける女身まかり けるとしの しはすのつこもりに、 ふるき事をいひ侍れるとき 兼輔朝臣</p> <p>なき人のともにししかへるとしならはくれゆくけふはうれしからまし</p> | <p>伝坊門局本</p> <p>めの 身まかり ての年の しはすのつこもりの日 ふるき事なといひいてけるついでに 兼輔朝臣</p> <p>なき人のともにししかへるとしならはくれゆくけふはうれしからまし</p> | <p>天福本</p> <p>めの みまかり てのとしの しはすのつこもりの日 ふること一いひ侍りける 兼輔朝臣</p> <p>なき人のともにし帰る年ならはくれゆくけふはうれしからまし</p> |

次に、定家本系とくに天福本がよく整備されていることについて作者名表記部分に関わって五点を指摘しておく。

一点目。通称名を持つ女性作者名の表記についてである（表6）。該当箇所は十一箇所93・423・634・640・659・746・920・1022・1049・1068・1248である。

定家本系のA B天では「こわかきみ」93、「右近」423、「おほつふね」634と659、「中将更衣」640、と宮仕え等の通称で書かれ

るのが通例である（「兼茂朝臣のむすめ」920のみ「父名+女」のかたちで書かれ、唯一の例外である）。

対して、非定家本系では堀雲「惟喬親王女子」93、堀坊「右近少将季繩女」423、坊「在原棟梁女」634・二片堀雲「むねやなむすめ」659、安保「伊衡朝臣女」640、と「父名+むすめ」のかたちで書かれる箇所が散見される（例示した本文の写本名に右傍線を付した）。二で一箇所、片で一箇所、安で四箇所、堀で七箇所、雲で三箇所、坊四箇所、保で四箇所、である。

定家本系は宮仕え等の通称で揃える方向で整えられている（二片にも宮仕え等の通称で揃える傾向がうかがえるが、巻十

表6 宮仕へ等での通称がある女性の作者名の場合、「通称名」で書かれるか「父親名+むすめ」の形式で書かれるか

| 巻 | 歌書号 | 二 | 片 | 安 | 堀 | 雲 | 保 | 坊 | A | B | 天 |
|-----|---------|---------------------------|-------|---------|-------------|---------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 卷三 | 春下 93 | こわかきみ | 小若君 | こわかきみ | 惟喬親王女子 | 惟喬親王女子 | こわかきみ | 小大君 | 小わか君 | こわかきみ | こわかきみ |
| 卷七 | 秋下 423 | 左近 | 左近 | 右近 | 右近衛少将季繩女 | 右近 | 右近 | 右近少将季繩女 | 右近 | 右近 | 右近 |
| 卷十 | 恋二 634 | （おほつふね） 中将のみやすん ところ | おほつふね | おほへ少将 | ナシ | （おほつふね） | おほつふね | 在原棟梁女 | おほつふね | おほつふね | おほつふね |
| | 640 | むねやなむすめ | 棟梁娘 | おほへ少将 | 在原棟梁女 | 在原棟梁女 | おほつふね | 中将更衣 | おほつふね | おほつふね | おほつふね |
| 卷十一 | 恋三 746 | — | — | — | 在原季方女 | 右近 | 右近 | 右近 | 右近 | 右近 | 右近 |
| 卷十四 | 恋六 1022 | — | — | 兼茂朝臣女 | 兼茂朝臣女子 | 兵衛 | かねもちの朝臣 むすめ | 兼茂朝臣女 | かねもちの朝臣 のむすめ | かねもちの朝臣 のむすめ | 兼茂朝臣のむ すめ |
| | 1049 | — | — | — | 兼茂朝臣女子 | 兵衛 | 兵衛 | 兵衛 | 兵衛 | 兵衛 | 兵衛 |
| | 1068 | — | — | — | 右近在原季方 女 | 右近 | 右近 | 右近 | 右近 | 右近 | 右近 |
| 卷十七 | 雑三 1248 | — | — | 平公行かむすめ | 閑院大君 | かもの君の娘 | め ともきみかむす め | すめ ともきみのむ すめ | み 閑院のおほいき | 閑院大君 | 閑院大君 |

までしか現存せず用例数が少ないので確かには言えない)。
 二点目。親王・内親王の表記についてである(表7)。該当
 箇所は五十二箇所である。

定家本系では「みこ」の表記に揃える傾向があり、「親王」「内親王」表記はごく少数である。無年号A類本では「親王」の表記は一例もない。無年号B類本では「高津内親王」1箇所のみ、天福本では「行明親王」10・「紀内親王」754・「高津内親王」1箇所のみである。これら以外、三本はすべて「みこ」表記で揃っている。

対して、非定家本系では二荒山本が前半十九例中一例が「か

つらのみや」529であり、他はすべて「みこ」表記で揃う。片仮名本は「親王」表記八例「みや」表記一例である。そのほか「親王」表記は安で六箇所・堀で二十五箇所・雲で三十一箇所・坊で十七箇所・保で十一箇所であり、「みや」表記は安で一箇所、堀で三箇所、雲で二箇所、坊で二箇所、保で四箇所である。

定家本系では「みこ」で揃える方向で整えられていると見え、二荒山本にも「みこ」で揃える傾向があると見える。

三点目。天皇歌・上皇歌の作者の表記についても傾向がある(表8)。

表7 「みこ」表記か「みや」表記か「親王」表記か(「」付は詞書)

| | | 歌番号 | 二 | 片 | 安 | 堀 | 雲 | 保 | 坊 | A | B | 天 |
|-------|-----|----------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------|---------------------------------|------------------------|---------------------------------|-------------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 卷一 春上 | 10 | 「ふんみつの朝 臣ゆきあきら のみ」 | 「のふみつの朝 臣行明親王 のみ」 | 「あつみのみ こ行明親王 のみ」 | 「敦実親王」行 明親王母 | 「式部卿」行明 親王母 | 「式部卿」行明 親王母 | 「式部卿のみ こ行明のみ こ」 | 「式部卿のみ こ行明親王 のみ」 | 「式部卿のみ こゆきあきら のみ」 | 「式部卿のみ こゆきあきら のみ」 | 「式部卿のみ こ行明親王 のみ」 |
| | 82 | 朱雀院の兵部 卿のみ | 兵部卿親王 | 朱雀院の兵部 卿のみ | (脱) | 朱雀院兵部卿 親王 | 朱雀院兵部卿 御子 | 朱雀院兵部卿 の御子 | 朱雀院兵部卿 のみ | 朱雀院兵部卿 のみ | 朱雀院兵部卿 のみ | 朱雀院の兵部 卿のみ |
| 卷二 春下 | 102 | 「もとよしのみ こ」もとよしの み | 「もとよしのみ こ」元良親王 | 「元良親王」も とよしのみこ | 「元良親王」元 良親王 | 「元良親王」元 良みこ | 「元良親王」元 良みこ | 「もとよしのみ こ」もとよしの み | 「もとよしのみ こ」元良のみ こ」 | 「元良のみこ こ」元良のみ こ」 | 「もとよしのみ こ」元良のみ こ」 | 「もとよしのみ こ」元良のみ こ」 |
| 卷五 秋上 | 217 | 「これさたのみ このいへの哥 合のうた」 | 「これさたのみ この家の哥合 の歌」 | 「これさたのみ この家の哥合 に」 | 「是貞親王家哥 合」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「これさたのみ この家の哥合 に」 | 「これさたのみ この家の哥合 に」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「これさたのみ この家の哥合 に」 | 「これさたのみ この家の歌合 に」 |
| 卷六 秋中 | 223 | 「ナシ」 | 「ナシ」 | 「ナシ」 | 「ナシ」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「是貞の親王家 の哥合に」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「是貞のみこの 家の哥合に」 | 「是貞のみこの 家の歌合に」 | 「是貞のみこの 家の歌合に」 |
| 卷八 冬 | 410 | 「入道式部卿の みこ」 「前斎宮」 | 「入道式部卿の みこ」 | 「入道式部卿の みこ」 | 「敦実親王」 「齋宮のみこ」 | 「式部卿あつみ のみこ」 「前斎宮のみ こ」 | 「式部卿のみ こ」 「前さい宮」 | 「式部卿あつみ のみこ」 「さいくのみ こ」 | 「式部卿あつみ のみこ」 | 「式部卿 のみこ」 「前斎宮のみ こ」 | 「式部卿 のみこ」 「前斎宮のみ こ」 | 「式部卿あつみ のみこ」 「前斎宮のみ こ」 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-----|--------------------------------|------------------------|-------------------------|------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------|
| | 卷九 恋一 | 510 | もとよしのみ こ | 元良親王 | 元良のみこ | 元良親王 | 元良のみこ | 元良のみこ | もとよしのみ こ | 元良のみこ | 元良のみこ | 元良のみこ | 元良のみこ | 元良のみこ |
| | | 529 | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 や | 「敦慶親王」か つらの宮 | — | 「敦慶親王」か つらのみこ | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 | 「敦良のみこ」 かつらのみこ | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 | 「あつよしのみ こ」「かつらのみ こ」 | 「あつよしのみ こ」桂のみこ |
| | | 548 | あつよしのみ こ | 敦慶御子 | あつよしのみ こ | 敦慶親王 | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ |
| | | 550 | こ | 惟喬親王 | 是忠親王 | 是忠親王 | こ | こ | こ | こ | こ | こ | こ | こ |
| | 卷十 恋二 | 629 | もとよしのみ こ | 元良御子 | — | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | もとよしのみ こ | 元良のみこ | もとよしのみ こ | もとよしのみ こ | もとよしのみ こ | 元良のみこ |
| | | 633 | こ | 閑院さむのみ こ | 貞元のみこ | 元良親王 | 閑院三親王 | 貞元親王 | 貞元親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良のみこ | 元良のみこ |
| | | 653 | 「なかあきらの みこのは、」 も | 「なかあきらの みこのは、」 も | 「なかあきらの みこのは、」 みこ | 「長明親王の」 母 | 「長明親王の」 母 | 「長明のみこの は、」 は、 | 「なかあきらの みこのは、」 も | 「長明のみこの は、」 は、 | 「なかあきらの みこのは、」 も | 「長明のみこの は、」 は、 | 「長明のみこの は、」 は、 | 「長明のみこの 母」 |
| | | 679 | もとよしのみ こ | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | 元良親王 | もとよしのみ こ |
| | | 680 | あつよしのみ こ | 敦慶親王 | (88)脱 | 敦慶親王 | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | 敦慶親王 | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ | あつよしのみ こ |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|-----|---------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| | 卷十一 | 恋三 | 歌番号 | 安 | 堀 | 雲 | 保 | 坊 | A | B | 天 | |
| | | 754 | 769 | — 三のみこ | 「女四のみこに…」 きのみこ | 「女四のみこに…」 三御子 | 「女四のみこに…」 三のみこ | 「女四のみこに…」 三のみこ | 「女四のみこに…」 三のみこ | 「女四のみこに…」 三のみこ | 「女四のみこに…」 三のみこ | 「女四のみこに…」 紀内親王 |
| | | 776 | — | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | 「つりととの、みこ」 に…」 | |
| | | 783 | 元平のみこのむす め | もとひらの親王女 | 元平親王女 | 元平のみこの女 | もとひらのみこの むすめ | もとひらのみこの むすめ | 元平のみこのむす め | もとひらのみこの 女 | 元平のみこのむす め | |
| | 卷十二 | 恋四 | 860 861 | 「あつよしのみこ の家に…」 「女四のみこに」 みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五宮に」 みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五宮に」 女五みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五のみこに」 女五みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五のみこに」 女五みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五のみこに」 女五みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五のみこに」 女五みこ | 「あつよしのみこ の家に…」 「女五のみこに」 女五みこ | |
| | 卷十三 | 恋五 | 901 | 貞數親王 | 「かつらのみこに」 「貞數親王」 | 「かつらのみこに」 「貞數親王」 | 「かつらのみこに」 「貞數親王」 | 「かつらのみこに」 「貞數親王」 | 「かつらのみこに」 「貞數親王」 | 「かつらのみこに」 「貞數のみこ」 | 「桂のみこに…」 「さたかすのみこ」 | |

| | | | | | | | | | | |
|--|--------|------|----------------------|----------------------------|--------------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| | | 931 | 閑院親王 元良親王 | 閑院親王 (936脱) | 閑院三親王 もとよしの親王 | 閑院親王 元良親王 | 閑院三親王 もとよしののみこ | 閑院三のみこ もとよしののみこ | さだもとののみこ もとよしののみこ | さだもとののみこ もとよしののみこ |
| | 卷十四 恋六 | 1027 | 王 「女一宮」敦良親 | 「亭子院女三のみ やに」敦慶親王 | 「亭子院女一親王に」 敦良親王 | 「亭子院の女三の みにこにあつし のみにこ」 | 「亭子院女三のみ こに」敦慶親王 | 「女三のみこにあ つよしののみこ | 「女三のみこにあ つよしののみこ | 「女三のみこにあ つよしののみこ |
| | | 1035 | かの院の女五のみ) | 宇多院女五親王 | 宇多院女子親王 | 宇多院の女五みこ | 宇多院女五のみこ | 宇多院の女五みこ | 宇多院の女五のみ こ | 宇多院の女五のみ こ |
| | | 1054 | — | 「元良親王に」南 院式部卿親王女子 宮 | 「元良親王に」若 宮 | 「ともなかのみこ に」南院式部 宮娘元良親王妻 | 「もとなかののみこ の」南院式部 卿王女 | 「元長のみこに」 南院式部卿 のみこ女 | 「もとなかののみこ に」南院式部 卿のみこ女 | 「元長のみこに」 南院式部卿のみ のむすめ |
| | 卷十五 雜一 | 1104 | — | 「元長のみこ」の 「もとなかののみ に」 | 「もとなかの親王 の」 | 「元長のみこ」の 「もとなかののみ に」 | 「元長親王の」 「もとなかの親王 に」 | 「元長のみこ」 「常明のみこに」 | 「元長のみこ」 「元長のみこに」 | 「元長のみこ」 「もとなかののみ に」 |
| | | 1110 | — | 斎宮みこ | 斎院内親王 | 斎宮みこ | 斎宮のみこ | 斎宮のみこ | 斎宮のみこ | 斎宮のみこ |
| | | 1119 | — | 敦実親王 | 敦実親王 | 敦実親王 | 入道式部卿敦実親 王 | あつみののみこ | あつみののみこ | あつみののみこ |
| | 卷十六 雜二 | 1143 | — | 元良親王 | ナシ | 元良親王 | 元良親王 | 元良のみこ | もとよしののみこ | もとよしののみこ |
| | 卷十七 雜三 | 1155 | — | 高津内親王 | 高津内親王 | 高津内親王 | 高津内親王 | たかつのみこ | 高津内親王 | 高津内親王 |
| | | 1229 | 「ゆきあきらのみ この」 | 「故女四のみこの 」 | 「行明親王の」 この | 「ゆきあきらのみ この」 | 「行明の御子の」 この | 「ゆきあきらのみ この」 | 「ゆきあきらのみ この」 | 「ゆきあきらのみ この」 |
| | | 1230 | 行明のみ | 行明のみ | 行明親王 | 行明親王 | 行明親王 | 行明のみこ | 行明のみこ | 行明のみこ |
| | 卷二十 賀 | 1368 | 「女八のみこ」 「元良のみこの」 | 「女八御子」 「ともよしののみ の」 | 「女八親王」 「元良親王の」 | 「女八のみこ」 「元良親王の」 | 「女一内親王」 「もとよしののみ の」 | 「女八のみこ」 「もとよしののみ の」 | 「女八のみこ」 「もとよしののみ の」 | 「女八のみこ」 「元良のみこの」 |
| | | 1371 | 「のりあきらのみ この」 | 「のりあきらのみ この」 | 「のりあきらのみ この」 | 「のりあきらの親 王の」 | 「のりあきらの親 王の」 | 「のりあきらのみ この」 | 「式明のみこ」 この | 「のりあきらのみ この」 |
| | | 1378 | — | 「一宮と」 | 「一宮と」 | 「一宮と」 | 「一宮と」 | 「帥のみこと」 この | 「帥のみこと」 この | 「帥のみこと」 この |
| | | 1384 | — | 「みこのいゑの」 「女四のみこの」 | 「ナシ」 「女四のみこの」 | 「宮の家の」 「女四のみこの」 | 「宮の家の」 「女四のみこの」 | 「みこのいへの」 「女四のみこの」 | 「みこの家の」 「女四のみこの」 | 「みこの家の」 「女四のみこの」 |
| | | 1392 | — | 「女四のみこの」 「女四のみこの」 | 「女四親王」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四親王の」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 |
| | | 1394 | — | 「女四のみこの」 「女四のみこの」 | 「女四親王」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 |
| | | 1405 | 「女四のみこの」 「女四のみこの」 | 「女四のみこの」 「女四のみこの」 | 「女四親王」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 | 「女四のみこの」 「女四親王の」 |

して御返し」1323のみである（6堀のみ作者「院」、1323保のみ詞書なく作者「亭子院」）。

作者名表記部分には十箇所 278・279・302・641・653・776・1237・1364・1379・1381があり、そのすべてで天福本で「御製」が記されている（無年号A類本は1364「亭子院御哥」、B類本は641詞書「御返し」で作者名無表記、それぞれ例外一例、あとは天福本同様「御製」で揃う）。

対して、非定家本系では二片堀で「法皇」279、堀保で「陽成

院」776、雲保で詞書「御かへし」で作者無表記1364、となっていて必ずしも「御製」で整えられているわけではない。箇所数でいうと、「御製」表記は二で一箇所、片で三箇所、安で四箇所、堀で五箇所、雲で六箇所、坊で七箇所、保で七箇所、なのである。

定家本系は「御製」の表記に揃える方向で整えられている。四点目。五点目と同じく片桐に指摘があることだが、作者名

表記における男性貴族の官職名表記についてである（表9）。

表8 天皇歌・上皇歌についての記載の仕方（「」付は詞書）

| | 歌書号 | 片 | 安 | 堀 | 雲 | 保 | 坊 | A | B | 天 |
|-----|---------------|------------|--------|--------------|-----------------|------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 卷一 | 春上 6 | 「院のおほんかへし」 | 「院御返」 | 「院御返」 | 「院御返事」 | 「院御返し」 | 「院の御返し」 | 「院の御返し」 | 「院の御返し」 | 「院御返し」 |
| 卷六 | 秋中 278 | 「御返し」 | 「返し」御製 | 「御返し」延喜御製 | 「御かへし」 | 「御かへし」延喜御製 | 「御返し」 | 「御返し」延喜御製 | 「御返し」延喜御製 | 「御返し」延喜御製 |
| | 279 | 法皇 | 法皇 | 法皇 | 院御製 | 法皇御製 | 院御製 | 法皇御製 | 法皇御製 | 法皇御製 |
| | 302 | 天智天皇御製 | 天智天皇御製 | 天智天皇御製 | あめのみかど | 天智天皇御製 | あめのみかとの御製 | あめのみかとの御製 | あめのみかとの御製 | 天智天皇御製 |
| 卷十 | 恋二 641 (641脱) | (641脱) | 御製 | 「御かへし」延喜御製 | 「御かへし」延喜御製 | 「御かへし」ナシ | (641脱) | 「御返し」延喜御製 | 「御返し」ナシ | 「御返し」延喜御製 |
| | 653 | ナシ | 醍醐御製 | ナシ | 延喜御製 | 醍醐御製 | ナシ | 延喜御製 | 延喜御製 | 延喜御製 |
| 卷十一 | 恋三 776 | — | — | 陽成院 | 陽成院御製 | 陽成院のみか | 陽成院御製 | 陽成院御製 | 陽成院御製 | 陽成院御製 |
| 卷十七 | 雜三 1237 | — | — | 法皇御製 | 法皇御製 | 法皇御製 | 法皇御製 | 法皇御製 | 法皇御製 | 法皇御製 |
| 卷十九 | 離別 1323 | — | — | 「みかと御覧じて御返し」 | 「御門」これを御覧じて御返し事 | 亭子院 | 「みかと御覧じて御返し」 | 「みかと御覧じて御返し」 | 「みかと御らんして御返し」 | 「みかと御覧して御返し」 |
| | 1364 | — | 亭子院御哥 | 亭子院御製 | 法皇御製 | 亭子院御製 | 亭子院御製 | 亭子院御哥 | 亭子院御製 | 亭子院御製 |
| 卷二十 | 慶賀 1379 | — | — | 御製 | 「御返し」今上御製 | 「御返し」今上御製 | 「御返し」今上御製 | 「御返し」今上御製 | 「御返し」今上御製 | 「御返し」今上御製 |
| | 1381 | — | — | 「御返し」御製 | 「御かへし」ナシ | 「御かへし」ナシ | 「御返し」御製 | 「御返し」御製 | 「御返し」御製 | 「御返し」御製 |

該当箇所は二十箇所ある。

定家本系については、天福本でも詞書内に、「大納言国経朝臣の家に」710・「少将さねた、」715、「左兵衛督師尹朝臣に」738、「大式藤原おきのりの朝臣」29と、「大納言」「少将」「左兵衛督」「大式」といった官職名が見られる（これは当該箇所を持つ本すべてで同様である）。だが、作者名表記部分に関しては、無年号A類本・B類本でA B「左兵衛督師尹朝臣」67、A B「大納言伊望女」425、A B「権中納言時望」615、B「中納

言兼輔」1300、とあるのに対して、天福本ではそれぞれ「藤原師尹朝臣」「平伊望朝臣女」「平時望朝臣」「兼輔朝臣」となっていて、官職名の表記は一例もない。
非定家本系では、官職名表記が見られる箇所は片で一箇所、安で四箇所、堀で八箇所、雲で三箇所、坊で十六箇所、保で四箇所、である。伝坊門局本に多く、二荒山本には一例もない。
定家本系とくに天福本は作者名表記部分において官職名は記さない方向で整えられていると見える。

表9 官職の記載があるもの（「」付は詞書）

| 巻 | 歌書号 | 片 | 安 | 堀 | 雲 | 保 | 坊 | A | B | 天 |
|-----|--------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 巻一 | 春上 17 38(39) | | 中納言兼輔 中納言紀長谷雄 | 中納言兼輔 中納言紀長谷雄 | | 中納言兼輔朝臣 | 中納言藤原兼輔 中納言長谷雄 | | | |
| 巻二 | 春中 67 | | | | | | 左兵衛督師尹朝臣 中納言敦忠卿 | 左兵衛督師尹朝臣 | 左兵衛督師尹朝臣 | |
| 巻三 | 春下 106 | | | | | | 右衛門督師尹朝臣 | | | |
| 巻四 | 夏 196 | | | | | | 右近少将季縄女 | | | |
| 巻七 | 秋下 423 | | 大納言平伊望女 | 右近衛少将季縄女 大納言これとき のむすめ | 大納言平伊望女 | 大納言伊望かむ すめ | 大納言平伊望女 | 大納言伊望かむ すめ | 大納言伊望女 | |
| 巻八 | 冬 480 | | | | | 「右兵衛もうら ちの朝臣の」 | 「右兵衛督もうら ちの朝臣」 | | | |
| 巻十 | 恋二 615 | | | | | | | 権中納言時望 | 権中納言時望 | |
| 巻十一 | 恋三 710 | | 「大納言国経朝臣の家に」 「大納言国経朝臣の家に」 |
| | 715 | | 「少将真忠といける人」 | 「少将さねた、侍ける人」 | 「少将に侍ける人の」 | 「少将さねた、」 | 「少将さねた、」 | 「少将さねた、」 | 「少将さねた、」 | 「少将さねた、」 |
| | 738 | | 「左兵衛佐師尹に」 | 「左兵衛佐師尹に」 | 「左兵衛督師尹に」 | 「左兵衛督師尹に」 | 「左兵衛督もろま さの朝臣に」 | 「左兵衛督もろま さの朝臣に」 | 「左兵衛督師尹朝臣に」 | 「左兵衛督師尹朝臣に」 |

三点目の「御製」の使用については、「御製」については漢語の使用が優先されているものの、「親王」「内親王」に対するに「みこ」が使用され、ここでは「卿」「朝臣」に対するに「朝臣」でまとめられており、ともに和語で記す意識が見られると言えらる。そして、これらは古今和歌集における使用に准ずると見られる。⁽¹⁴⁾

定家本の本文が整えられているからといって、定家本の本文が新しく非定家本の本文が古いとは言えないとする考え方もあり得るであろう。ここで片桐が言う、作者名表記が詞書の一部として存する場合について見ておく。詞書と作者名表記を別立てにする他勅撰集の定律にしたがうと、別立てになっっている作者名表記をわざわざ詞書内に戻して詞書の一部とすることは考えにくい。表11は片桐が指摘する作者名表記が詞書の一部として存する例をまとめたものである。古本系統の堀河本（本来部分である巻一〜十四、承保三年本系統の本文を持つ巻十五〜巻十七郎番歌あたり）・雲州本と、承保三年本系統（本来部分である巻十四途中〜巻二十）に多く見られる。やはり大筋において非定家本の方が古いかたちであると考えてよいのであろう。

また、「御製」表記や官職名表記・「朝臣」表記に関しては天福本が際立って整えられていると見受けられるものの、他の諸点については天福本にいたってはじめて整えられたわけではなく、無年号A類本のときから整っていたことが知られる。定家が手にした家伝の後撰和歌集が随分と整えられた後撰和歌集で

あったからであろう。⁽¹⁵⁾

まとめとして

以上述べてきたように、片桐や真下が述べるように、非定家本系の本文のほうが古い本文を持つと見てよいのであろう。世に出たもともとの後撰和歌集の本文を復元することは不可能といつてよいが、しかし定家本によって読むかぎり後撰和歌集本来の姿からは遠ざかっていることになり、少なくとも平安時代に読まれていた後撰和歌集の姿に接することにならない。これに留意し非定家本の本文を大事にしながら後撰和歌集の本文に接するのがよいことになる。例えば、巻十七雑三郎の小野小町歌「岩の上に旅寝をすればいと寒し昔の衣を我に貸さなむ」に返歌詠をしたのは「遍昭」（安A B天）でなく「深照法師」（堀保）か「真静法師」（雲坊）のいずれかとするところから後撰和歌集を読むことになる。

(1) それらは、小松茂美『後撰和歌集 校本と研究』（昭三六1962）誠信書房・大阪女子大学国文学研究室『後撰和歌集総索引』（昭四十四1965）中村印刷・岸上慎二『後撰和歌集の研究と資料』（昭四一1966）新生社・杉谷寿郎『後撰和歌集諸本の研究』（昭四六1971）笠間書院・奥村恒哉『古今集・後撰集の諸問題』（昭四六1971）風間書房・杉谷寿郎『後撰和歌集研究』（平三1991）笠間書院・

表11 詞書と作者名とが未分化であると判断される歌の番号

| | 二 | 片 | 安 | 堀 | 雲 | 保 | 坊 | A | B | 天 |
|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 卷一 | 68 | | 68 | 68 | 68 | 68 | 68 | 68 | 68 | 68 |
| 卷二 | 104 | | | 89 | | | | | | |
| | 105 | 105 | | 105 | 105 | | 105 | | | |
| 卷四 | | | | 182 | 182 | 185 | | | | 185 |
| 卷五 | 223 | 223 | | 223 | | 191 | | | | |
| | | 268 | | 230 | | | | | | 230 |
| 卷八 | | | 453 | 453 | | | | | | |
| | 461 | | 470 | | | | | 470 | | 470 |
| 卷九 | | | 542 | 567 | 567 | 567 | 567 | 567 | 567 | 567 |
| | | | | 573 | 569 | | | | | |
| 卷十 | 596 | 596 | | 691 | 691 | | | | | |
| 小計 | 6 | 4 | 4 | 10 | 7 | 3 | 3 | 3 | 2 | 5 |
| 卷十一 | | | 715 | 715 | 715 | 710 | | | | |
| 卷十二 | | | | 738 | | | | | | 871 |
| 卷十三 | | | 903 | 871 | 903 | 871 | 871 | | | |
| | | | | 906 | 906 | 906 | 906 | 906 | 906 | 906 |
| 卷十四 | | | | 1058 | 1058 | 1045 | 1058 | | | |
| 小計 | | | 2 | 5 | 4 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|---|------|------|------|------|------|------|------|
| 卷十五 | | | | 1099 | 1099 | 1099 | 1099 | 1099 | 1099 | 1099 |
| | | | | 1108 | 1108 | 1108 | 1108 | 1108 | 1108 | 1108 |
| | | | | 1109 | 1109 | 1109 | 1109 | 1109 | 1109 | 1109 |
| 卷十六 | | | | 1130 | 1130 | 1130 | 1130 | 1130 | 1130 | 1130 |
| | | | | 1140 | 1140 | 1140 | 1140 | 1140 | 1140 | 1140 |
| | | | | 1141 | 1141 | 1141 | 1141 | 1141 | 1141 | 1141 |
| | | | | 1148 | 1148 | 1148 | 1148 | 1148 | 1148 | 1148 |
| | | | | 1163 | 1163 | 1163 | 1163 | 1163 | 1163 | 1163 |
| | | | | 1182 | 1182 | 1182 | 1182 | 1182 | 1182 | 1182 |
| 卷十七 | | | | 1197 | 1197 | 1197 | 1197 | 1197 | 1197 | 1197 |
| | | | | 1215 | 1215 | 1215 | 1215 | 1215 | 1215 | 1215 |
| | | | | 1223 | 1223 | 1223 | 1223 | 1223 | 1223 | 1223 |
| 卷十九 | | | | 1310 | 1310 | 1310 | 1310 | 1310 | 1310 | 1310 |
| | | | | 1334 | 1334 | 1334 | 1334 | 1334 | 1334 | 1334 |
| | | | | 1347 | 1347 | 1347 | 1347 | 1347 | 1347 | 1347 |
| | | | | 1354 | 1354 | 1354 | 1354 | 1354 | 1354 | 1354 |
| 卷二十 | | | | 1391 | 1391 | 1391 | 1391 | 1391 | 1391 | 1391 |
| 小計 | | | 9 | 10 | 6 | 12 | 9 | 5 | 5 | 5 |

片桐洋一『古今和歌集以後』（平十二2000 笠間書院）にまとめられていた諸資料・諸論がある。

- (2) 杉谷寿郎『後撰和歌集前後』青簡社2016の整理による。杉谷のかつての『後撰和歌集諸本の研究』にある系統整理をもとに、その刊行後に出現した伝坊門局本を含めて再整理された一覧である。杉谷はそれまで定家本・非定家本系と大きく二分類されてきた諸本を四分類にまとめ直した。が、本論では定家本系とそれ以外の系統を区別して論をなすため、以前の呼称「非定家本系」を用いる。あとで引用する諸論のなかにはこれを「異本系」と呼ぶものもある。
- (3) 諸本としては以下を使用した（括弧内が使用略号。歌番号は所引論文内の歌も含めてすべて新編国歌大観番号を使用した）。

二荒山本(一)：小松茂美『日本名跡叢刊 二荒山本後撰和歌集上下』二玄社

片仮名本(片)：山田孝雄『後撰和歌集』古典保存会

堀河本(堀)：国文研 電子資料館 マイクロ/デジタル目録DB [I00061314 八代集]

雲州本(雲)：久曾神昇・深谷礼子『後撰和歌集(雲州本)と研究』未刊国文資料刊行会

承保三年本(保)：『天理図書館善本叢書69 後撰和歌集別本 詞花和歌集』

伝坊門局本(坊)：片桐洋一『後撰和歌集 伝坊門局本』和泉書院 天福本(天)：『新編国歌大観 勅撰和歌集』角川書店

- (4) 片桐洋一『後撰集』の伝本による。片桐の論は『後撰集』の本性「国語国文」第二五巻 第五号19565・『後撰集』の物語性「第四四巻 第一〇号196710」に基づいてなされている（いずれも『古今和歌集以後』所収）。

(5) 真下和子『後撰和歌集定家本についての一考察』『女子大文学国文編』第十七号19672

(6) 奥村恒哉『平安朝の後撰集』『和歌文学研究』第十七号19649(のち『古今集・後撰集の諸問題』所収)

(7) 杉谷寿郎『諸本の系統とその対立の誘因』『中古文学』第十七号19763(のち『後撰和歌集研究』所収)。

(8) 福田孝『承保三年奥書本『後撰和歌集』について』『和歌文学研究』101号 201012。

(9) 巻十五の部立名も巻数題と同一行にあってほしいのだが、写本書写者が巻十四までに做った書き方をしてしまっているものと考えている。

(10) 福田孝「はべり」から見た後撰集諸本間の距離」『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第三号20163

(11) その後『五代歌枕』の本文研究も進み、黒田彰子編『五代集歌枕』2006みずほ出版などが出ている。これを使って対校しても奥村のように『五代歌枕』本文に密接に関係する後撰和歌集の本を見出すことは実はしにくい。

(12) 奥村論文では280番歌は片・堀の本文四句目を『後撰和歌集校本と研究』により「はなとみえてや」として『源氏物語』野分巻の本文「玉か」に不合致とする。『校本と研究』の翻刻ミスで片・堀の本文は「たまとみよとや」で、比較する後撰集の写本で本文がすべて一致するので検討対象とならない。また331番歌については奥村は関西大学本承保三年本を用いているが、その後発見された善本である天理図書館本承保三年本では二句目「しらぬなみたの」であって他本と同じである。

また、奥村は280番歌では「花」「玉」「露」といった語の一致を

検討対象とし1108番歌では助詞「も」「の」の一致を検討対象とする。
方法論的にもいくらか疑念が生ずる。

(13) しかし、卷十五雜一1102については杉谷が「詞書はひとり定家本系統が親しく、古本系統、承保本系等は遠い関係である」と言う

とおりである。『堤中納言集』との比較には単純でない側面がある。
(14) 古今和歌集では御製歌は詞書内で和語で「御うた」と書くのに
対して、拾遺和歌集では作者名表記部分に「御製」と書く。「御製」
については基本的に拾遺和歌集に準じていると見られるであろう
か。古今和歌集・拾遺和歌集ともに新編国歌大観本を使用した。

(15) 後撰和歌集は俊成本が残っていないので不明としか言いようが
ないが、俊成の手によって整えられたか俊成が入手した写本が
整ったものであったかということになる。杉谷『後撰和歌集諸本
の研究』第四章に俊成の『古来風躰抄』との本文比較がある。